第四款　交通局

（交通安全企画官）

第三十六条　［略］

2　交通安全企画官は、命を受け、令第三十二条第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十二号（令第三十二条第四号及び第五号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（自動運転企画室）

第三十七条　［略］

2　自動運転企画室においては、令第三十二条第一号、第六号及び第十二号に掲げる事務のうち自動運転に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（交通管制技術室）

第三十八条　［略］

2　交通管制技術室においては、令第三十四条各号に掲げる事務のうち交通管制及び交通安全施設に関する技術的な研究及び指導に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（特別交通対策室）

第三十九条　［略］

2　特別交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち警衛、警護、国際的又は全国的な規模の会議又は競技会、災害その他これらに類する事案に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　略］

2　暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十九条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関するものに限る。）及び令第二十九条第四号に掲げる事務をつかさどる。

第四款　交通局

（交通安全企画官）

第三十六条　［同上］

2　交通安全企画官は、命を受け、令第三十三条第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十二号（令第三十三条第四号及び第五号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（自動運転企画室）

第三十七条　［同上］

2　自動運転企画室においては、令第三十三条第一号、第六号及び第十二号に掲げる事務のうち自動運転に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（交通管制技術室）

第三十八条　［同上］

2　交通管制技術室においては、令第三十五条各号に掲げる事務のうち交通管制及び交通安全施設に関する技術的な研究及び指導に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（特別交通対策室）

第三十九条　［同上］

2　特別交通対策室においては、令第三十五条第一号から第三号までに掲げる事務のうち警衛、警護、国際的又は全国的な規模の会議又は競技会、災害その他これらに類する事案に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

（高齢運転者等支援室）

第四十条　［略］

2　高齢運転者等支援室においては、令第三十五条各号に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

第五款　警備局

（公安対策企画官）

第四十一条　［略］

2　公安対策企画官は、命を受け、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（外事技術調査室）

第四十二条　［略］

2　外事技術調査室においては、令第三十九条各号に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（外事情報調整室）

第四十三条　［略］

2　外事情報調整室においては、令第三十九条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（経済安全保障室）

第四十四条　［略］

2　経済安全保障室においては、令第三十九条第二号及び第三号に掲げる事務のうち経済活動に関して行われる不正な活動に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（国際テロリズム情報官）

第四十五条　［略］

2　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十条第一号に掲げる事務をつかさどる。

（高齢運転者等支援室）

第四十条　［同上］

2　高齢運転者等支援室においては、令第三十六条各号に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

第五款　警備局

（公安対策企画官）

第四十一条　［同上］

2　公安対策企画官は、命を受け、令第三十九条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（外事技術調査室）

第四十二条　［同上］

2　外事技術調査室においては、令第四十条各号に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（外事情報調整室）

第四十三条　［同上］

2　外事情報調整室においては、令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（経済安全保障室）

第四十四条　［同上］

2　経済安全保障室においては、令第四十条第二号及び第三号に掲げる事務のうち経済活動に関して行われる不正な活動に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（国際テロリズム情報官）

第四十五条　［同上］

2　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十一条第一号に掲げる事務をつかさどる。